

■ 事業契約書(案)に関する意見及びその対応

No.	資料名	該当頁	項目番号			項目名	意見	対応	質問者
									企業名
1	事業契約書(案)	4				定義	「仕様概要書」の定義が50音順になっておりませんので、修正をお願いします。	50音順に変更します。	三菱UFJ リース(株)
2	事業契約書(案)	4	第4条 (10)			定義	「協力会社」とありますが、実施方針(改訂版)で修正しているとおあり、「協力企業」に修正をお願いします。	ご意見の通り修正します。	メタウォーター(株)
3	事業契約書(案)	4	第4条 (19)			定義	「事業区域」と、要求水準書4頁目「事業用地」との差異をご教示下さい。また、事業契約書では「事業区域」とは、要求水準書の別図1に示された事業区域及び進入道路をいうと定義されているため、事業契約における「事業区域」は「要求水準書の別図1に示された事業区域」に「進入道路」を加えたものと理解いたしましたが、両書類で「事業区域」の内容が異なるのはわかりにくいので、異なる用語をご使用いただけますよう、お願いいたします。	変更しません。	メタウォーター(株)
4	事業契約書(案)	4	第4条 (33,34,35,36)			定義	甲に引渡す時期が間違っていると思われます。 (33)の場合、平成23年度末に甲に引渡し…ではなく、平成22年度末に甲に引渡しが良いと思います。 (以下、34、35、36同じ)	「平成22年度末に甲に引渡し…」に修正します。 (以下、34、35、36同様に修正します。)	メタウォーター(株)
5	事業契約書(案)	3	第4条 (40)			定義	本契約書において、提案書は落札者による提案書を意味し、本事業に応募した落札者以外の応募者の提案等は含まれないのが妥当と推量されます。従いまして提案書の定義としましては、落札者が応募した提案、ならびに本契約締結までに提出した一切の書類をいう。のほうのご趣旨が明確になると思われます。	ご意見の通り修正します。	大日本土木(株)
6	事業契約書(案)	3	第4条 (40)			定義	本規定によれば、「提案書とは、落札者が甲に提出した応募提案、その他の応募者が本契約締結までに提出した一切の書類をいう。」とあります。 契約書では「提案書に基づき…しなければならぬ」との規定が多数あり、そのまま解釈すると他の応募者が提出した一切の書類も遵守しなければならぬこととなります。しかし、他社の提案書を承知しているわけではなく、また、当該提案書の遵守も約束できるものではありません。 従って、提案書は、落札者の提案書、とするか、他の応募者の提案書を区別する定義としていただいたほうが良いのではないのでしょうか。	No.5の対応を参照。	メタウォーター(株)

■ 事業契約書(案)に関する意見及びその対応

No.	資料名	該当頁	項目番号		項目名	意見	対応	質問者
								企業名
7	事業契約書(案)	4	第4条	(47)	定義	「仕様概要書」の作成、甲及び乙による協議及び確認の手続き、合意されずに協議が長引いた場合の対応等をご教示下さい。また、定義によれば「仕様概要書」は事業契約締結前に作成・確認されるため、これらの事項は基本協定書その他の契約に規定いただけますよう、お願いいたします。更に、本事業開始後に仕様概要書の内容の変更の必要が生じた場合の変更手続きにつき、事業契約書中に規定をお願いいたします。	「仕様概要書」は事業契約締結前に作成・確認されるものと理解しています。基本協定書には、事業契約締結前でも、本件事業の実施に関し必要かつ相当な範囲において準備行為を行うことが出来る旨規定します。また、「仕様概要書」は、要求水準書や提案書などと同等で、その変更は相応の理由がないと変更出来ないものと考えます。	メタウォーター(株)
8	事業契約書(案)	4	第7条	第3項	事業区域及び用地使用	「本業務」を「本件業務」にご修正お願いいたします。	ご意見の通り修正します。	メタウォーター(株)
9	事業契約書(案)	5	第10条	第2項	全体工程表	「なお、乙は、本契約、入札説明書及び提案書に反する変更はできない。」とございますが、想定していなかった問題が起こった場合、甲乙協議して変更することも想定されます。そこで、「なお、乙は、」の後に「正当な事由がない場合は」を追加していただくようお願い致します。	変更しません。	メタウォーター(株)
10	事業契約書(案)	5	第11条	第1項	整備に係る各種調査	発注者が所有しているデータがあるため、(更新管路の)調査を行わなかった場合は、発注者にご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか？	管路の更新にあたっては、業務要求水準書P10に「事前に竣工図と事業者の試掘によって近接構造物や配管位置を把握し、これらに損傷をあたえないよう十分な注意を払うよう」記載していますので、調査を行わなかった場合は乙の負担です。	三菱UFJリース(株)
11	事業契約書(案)	6	第12条	第4項	現況と提示条件の不一致	現況不一致により、甲に費用を負担頂く場合、サービス料1は一括で支払われる部分を増額するという理解でよろしいでしょうか？ また、対処の方法により、減額が見込まれる場合も一括で支払われる部分から減額されるとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。	三菱UFJリース(株)
12	事業契約書(案)	6	第13条	第2項	施設の設計	「第三者」は、構成員会社及び協力会社も含むか否か、ご教示下さい。すなわち、「設計を担当する者」以外の構成員会社又は協力会社に設計の一部を委託する場合に、甲の承諾は必要とされるか、ご確認下さい。(同条第4項では「構成員会社又は協力会社以外の者に委託しようとするとき」にだけ甲の承諾を必要としているため、第2項の趣旨を明確にさせていただきたく、お願いいたします。)	「第三者」には、構成員会社及び協力会社は含みません。	メタウォーター(株)
13	事業契約書(案)	6	第13条	第2項	施設の設計	「乙が提案書に記載された設計を担当する者以外の第三者に設計の一部を委託しようとするときは、…甲からの承認を受けなければならない」と記載あります。 例えば機械設備で製作する汎用機器は汎用機器メーカーにて単体の詳細設計を行います。契約書(案)の「第三者への委託」とは「設計担当する者」が「設備全体の設計業務に全く関与しない場合」と解釈して宜しいでしょうか。	機械設備で製作する汎用機器等において、汎用機器メーカーにおいて単体の詳細設計を行うよう場合は、「第三者への委託」に含みません。	メタウォーター(株)

■ 事業契約書(案)に関する意見及びその対応

No.	資料名	該当頁	項目番号		項目名	意見	対応	質問者
								企業名
14	事業契約書(案)	6	第13条	第4項	施設の設計	「設計受託者」は、「設計を担当する者」及び/又は第13条2項に基づいて甲の承認を得て委託した「第三者」を指すと思われませんが、ご確認お願いいたします。また、その場合、第13条4項は、乙の委託先が再委託する場合まで甲の承認を必要とし、再々委託以降については甲の承認は不要という理解でよいでしょうか。その場合、この趣旨を明確にするために、第13条4項の「前2項の規定は、」と「設計業務の全部又は一部を受託した者」との間に、「乙が」を挿入していただけますよう、お願いいたします。	前段はご理解の通りです。後段は、再々委託以降についても甲の承認が必要です。	メタウォーター(株)
15	事業契約書(案)	6	第13条	第5項	施設の設計	「設計受託者からの受託者等」の「等」は、具体的には何を指すかご教示下さい。	再々受託者を含めてすべての設計受託者のことを示しています。	メタウォーター(株)
16	事業契約書(案)	6	第15条	第1項	設計業務の完了届	・「乙は・・・別紙2の設計図書を甲に提出し甲からの確認の通知を受けなければならない」と記載あります。この別紙2の図書で「数量調書」があります。本PFI事業では提案書で要求性能を確保する各機器の仕様を記載し、設計業務では記載仕様を満たすことが必要条件と考えます。例えば配管長、鋼製架台点数等の詳細数量は、要求性能、管理性を確保できるよう事業者責任で設計する内容であります。このため提出する数量調書は提案書記載の機器、及びその仕様、員数を記したものに限定されることを明記お願い致します。	数量調査は提案書記載の機器及びその仕様、員数を記したものに限定されず、甲が乙より引渡しを受けた後、固定資産等の管理ができる内容のものとなります。	メタウォーター(株)
17	事業契約書(案)	7	第16条	第2項	設計図書の変更	甲の求めによる設計変更の場合、サービス購入料Ⅰの増減は、一括支払の部分から増減されるとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。	三菱UFJリース(株)
18	事業契約書(案)	9	第20条	第4項	設備更新等業務に関する第三者の使用	乙の委託先が再委託する場合まで甲の承認を必要とし、再々委託以降については甲の承認は不要という理解でよいでしょうか。その場合、この趣旨を明確にするために、「前2項の規定は、」と「設備更新等業務の全部又は一部を請け負った者」との間に、「乙から」を挿入していただけますよう、お願いいたします。	再々委託以降についても甲の承認が必要です。	メタウォーター(株)
19	事業契約書(案)	11	第24条	第2項 第3号	設備更新等業務の一時中止	一時中止が不可抗力による場合は、別紙5に従うとありますが、別紙5は保険、保証、補償金等の受領額が事業者の負担を超える場合、発注者の負担を控除している一方、但し書きでは、まず発注者の負担を控除した上で残余がある場合は、事業者の負担する規定となっております。この2つの規定はどのように使い分けられるのでしょうか？	保険金等の充当については別紙5に記載し、契約書本文の方は削除しました。	三菱UFJリース(株)

■ 事業契約書(案)に関する意見及びその対応

No.	資料名	該当頁	項目番号		項目名	意見	対応	質問者
								企業名
20	事業契約書(案)	11	第24条第2項第3号		設備更新等業務の一時中止	乙が受領した保険、保証、補償金等とありますが、保証、補償金とはどのようなものを想定されたものでしょうか？	乙が提案にあたって想定する内容によります。	三菱UFJリース(株)
21	事業契約書(案)	11	第24条第4項		設備更新等業務の一時中止	工事中止により設計及び設備更新等期間が延長された場合、サービス購入料の支払スケジュールはどのように調整されるのでしょうか？また、維持管理期間は短縮されずに延長されるのでしょうか？	サービス購入料 I の支払スケジュールは、必要に応じ協議により調整します。維持管理期間の最終日は、平成43年3月31日とし、当該期間の短縮は想定していません。	三菱UFJリース(株)
22	事業契約書(案)	12	第27条第2項		設備更新等業務について乙に生じた損害等	不可抗力によって火災が生じた場合、保険会社から保険金が出ない場合が多く、事業者の負担が過大となりますので、別紙5の定めに従うように修正をご検討お願いします。	火災により設備更新等対象設備について生じた増加費用及び損害は乙の負担とします。修正しません。	三菱UFJリース(株)
23	事業契約書(案)	13	第29条第1項		部分使用	但書にて、要求水準書に定めるものについては、乙の承諾は要しないとありますが、要求水準書では該当する箇所がないように思われますが、該当する箇所がありましたら、ご教示ください。	SPCによる維持管理・運營業務の開始が平成23年度からとなり、平成22年度中は現行委託業者が行っております。したがって、要求水準書に定める平成22年度中の既存設備で更新が完了した設備の部分使用は乙の承諾は要しないこととしています。平成22年度中に完了した部分について、乙の承諾不要と修正します。	三菱UFJリース(株)
24	事業契約書(案)	13	第30条		許認可取得及びこれに伴う検査の完了	「維持管理・運營業務等」の「等」は何を指すか、ご教示下さい。このほか、36条2項、39条1項、3項、4項、41条2項2号、48条2項、49条表題、53条、57条1項、64条1項3号についても同様です。	ご意見のとおり修正します。	メタウォーター(株)
25	事業契約書(案)	15	第34条第1項第1号		瑕疵担保	瑕疵担保期間は2年程度の事案が多く、10年は長いと思われるので、同号のうちの2箇所の「引渡しを受けた日から10年以内」を「引渡しを受けた日から2年以内」に修正をお願いします。	瑕疵担保期間は10年とします。修正はしません。	メタウォーター(株)
26	事業契約書(案)	15	第34条第1項第1号		瑕疵担保	瑕疵担保は引渡しを受けた日から10年以内とありますが、通常10年の瑕疵は重大な瑕疵に限定される場所ですが、本条項は機器・設備については1年以内として頂いていますが、その他については、重要な程度にかかわらず、10年の瑕疵担保となっております。一般的に、PFIでは10年の瑕疵担保は重要な瑕疵についてのみの適用ですので、そのように修正頂けませんか？	No.25の対応を参照。	三菱UFJリース(株)

No.	資料名	該当頁	項目番号		項目名	意見	対応	質問者	
								企業名	
27	事業契約書(案)	18	第40条	第1,2項	既存コンクリート建築物・構築物の修繕	提案時における長期修繕計画およびその費用には、本条に基づき乙が行うことになった部分の修繕費用ならびにその後の維持管理期間における該当箇所の追加維持補修点検等の費用は含まれていません。 要求水準書(案)改訂版 P13 3-(2)-2)によりますと事業者が修繕を行った部分の補修は事業者が行うこととなっています。 したがって、本条1項の乙が行った修繕にかかる費用は甲が負担するを乙が行った修繕にかかる費用および乙が残存維持管理期間に追加発生すると提示した維持管理費用で甲が認められた費用は甲が負担する。と変更いただきたくお願いします。	ご指摘の追加発生する維持管理費用の負担については甲乙協議により決定するものとします。 また、修繕の実施にあたっては可能な限り、ご指摘の費用が発生しないように甲乙協議を経て実施することを想定しています。	大日本土木(株)	
28	事業契約書(案)	18	第40条	第3項	既存コンクリート建築物・構築物の修繕	既存コンクリート建築物・構築物を活用することを計画しておりますが、甲より提示頂いた条件を遵守して施設を設置した場合に、建築物・構築物に不具合が生じた時には、甲にて修繕頂けるものと考えております。 また、建築物・構築物の固有の原因とは何か。ご教示願います。	既存コンクリート建築物、構築物の瑕疵は第12条により甲のリスク負担となります。固有の原因とは、経年劣化などです。	メタウォーター(株)	
29	事業契約書(案)	18	第40条	第3項	既存コンクリート建築物・構築物の修繕	既存コンクリート建築物、構築物の固有の原因により発生するトラブルとありますが、固有の原因について、想定されているものがありませんらご教示ください。	No.28の後段の対応を参照。	三菱UFJリース(株)	
30	事業契約書(案)	18	第41条		維持管理・運営業務開始の遅延又は繰り上げ	項目名に「維持管理・運営業務開始の遅延又は繰り上げ」となりますが、記載内容に繰り上げの事項は記載されていないように思われます。項目名を「維持管理・運営業務開始の遅延」に変更された方がよいと思われます。	ご意見のとおり修正します。	メタウォーター(株)	
31	事業契約書(案)	18	第41条	第2項(2)	維持管理・運営業務開始の遅延又は繰り上げ	年8.25%の割合で計算した違約金と記載があります。政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十六号)第八条第一項の規定による過去の率と思われる。 平成21年3月12日付け財務省公表(平成21年4月1日適用)の率は3.6%ですので修正をお願いします。	千葉県水道局財務規程により、違約金の利率は年8.25%とします。	メタウォーター(株)	
32	事業契約書(案)	18	第41条	第2項(2)	維持管理・運営業務開始の遅延又は繰り上げ	遅延損害金の8.25%の根拠がありましたらご教示ください。	No.31の対応を参照。	三菱UFJリース(株)	
33	事業契約書(案)	19~20	第44条	第1項	第46条	汚泥の受け入れ、脱水ケーキの再生利用	第44条1項に「甲より送られる汚泥を全量受け入れる。」 第46条に「乙は、脱水処理により発生する脱水ケーキについて、すべて再生利用しなければならない。」とありますが、受け入れ汚泥が環境基本法第16条に定める環境基準を満たさない場合は、不可抗力にする等の対応としていただきたい。	受け入れ汚泥が環境基本法第16条に定める環境基準を満たさない場合がどのような場合を示すのかが不明ですが、「通常と異なる原水状況」が予想される場合は要求水準書に従い協議する旨を44条3項に追記します。	月島機械(株)

■ 事業契約書(案)に関する意見及びその対応

No.	資料名	該当頁	項目番号			項目名	意見	対応	質問者
									企業名
34	事業契約書(案)	20	第45条			上澄水の返送	実施方針、要求水準書では全量受入とあります。受入の際の条件(水量、水質)が規定されず、別紙8の返送濁度条件がつかますと、事業者側に機器の選定や運用面に多大なリスクが生じる可能性がありますので、下記いずれかをご採用いただきたくお願いします。 1. 受入の条件を設定する(水量、水質の制限を設ける) 2. 全量受入をすることは変更せず返送濁度の条件を設けない。(これまで公表の実施方針、要求水準とおり)	別紙11でサービス購入料の減額等の対象にしない場合を記載しており、これ以外で濁度が30度以上になることはないと考えています。修正はしません。	メタウォーター(株)
35	事業契約書(案)	22	第55条			権利の処分についての甲の承認	「金銭権利」は「金銭債権」その他にご修正をお願いいたします。	ご意見のとおり修正します。	メタウォーター(株)
36	事業契約書(案)	22	第55条			権利の処分についての甲の承認	財務モニタリングを行う金融機関その他の第三者とありますが、設計、設備更新、維持管理、運営を受託しないSPCの事務管理業務を行う企業が財務モニタリングを行い、結果を報告することは可能でしょうか？また、この場合、SPCの事務管理業務を行う企業が出資している場合は如何でしょうか？	SPCの財務モニタリングを行う第三者とは、甲と直接協定を締結する者(通常は融資銀行)を想定しています。	三菱UFJリース(株)
37	事業契約書(案)	24	第58条			施設の状態の検査	本条項は経年劣化による損傷を含まないと思われしますので、この点を明確にするよう、「甲は、検査の結果、損傷(経年劣化によるものを含まない。)が見られたときは」と記載いただけますよう、お願いいたします。	第2項但し書きで「乙の責めに帰すことのできない事由により生じた損傷についてはこの限りでない。」と規定していますので修正しません。	メタウォーター(株)
38	事業契約書(案)	24	第58条			施設の状態の検査	甲は最終回のサービス購入料の支払を留保できるとありますが、サービス購入料Iについても留保するということでしょうか？	サービス購入料Iの支払いは留保しません。	三菱UFJリース(株)
39	事業契約書(案)	25	第60条			乙の債務不履行による契約終了	基本協定第6条第2項第1号から第4号に規定する事項に該当したときとありますが、本事業に関する不正行為による場合でしょうか？本事業についての限定でお願いしたくご検討お願いします。	本件事業の入札に関し、独占禁止法第7条第1項、第77条第1項の規定や刑法第96条の3又は同法第198条の規定に抵触する場合は示しています。	三菱UFJリース(株)

■ 事業契約書(案)に関する意見及びその対応

No.	資料名	該当頁	項目番号		項目名	意見	対応	質問者
								企業名
40	事業契約書(案)	25	第60条	第5項	乙の債務不履行による契約終了	提出書類に記載の誤りがあった場合に直ちに契約解除となることは不合理なこともあると思われるため、「乙が甲に提出する書類に重大な虚偽記載を行ったとき。」などと、限定を加えていただけますよう、お願い致します。	ご意見のとおり修正します。	メタウォーター(株)
41	事業契約書(案)	25	第61条		維持管理・運営業務開始後の解除	下記の事由により本条項の変更を希望いたします。 (1)第51条第3項第4号に業務不履行の場合の契約解除は記載済みです。 (2)乙に責に関係なく維持管理・運営業務の全部又は一部を実施するために必要な許認可の効力が失われた場合でも甲は契約解除を行えることになっており、過大なリスクを乙に課していると思われます。 変更案 (許認可の効力逸失) 第61条 維持管理・運営業務の開始後において、乙は維持管理・運営業務の全部又は一部を実施するために必要な許認可を維持すること。許認可の効力が逸失または逸失することが判明した場合、甲と乙は、対応について協議するものとする。	必要な許認可の失効は事業者の責によるものと考えます。また、効力が失われた場合維持管理・運営業務の遂行が出来ませんので、修正は出来ません。	メタウォーター(株)
42	事業契約書(案)	25	第62条		甲の公益上の事由による契約終了	甲による任意解除の規定であるため、第二文として、「この場合、乙の甲に対する損害賠償請求を妨げない。」を追加いただけますよう、お願いいたします。	変更しません。	メタウォーター(株)
43	事業契約書(案)	25	第63条		甲の債務不履行による契約終了	甲の債務不履行による解除の規定であるため、第二文として、「この場合、乙の甲に対する損害賠償請求を妨げない。」を追加いただけますよう、お願いいたします。	変更しません。	メタウォーター(株)
44	事業契約書(案)	25	第64条	第1項 第2号	解除時の取り扱い	合格部分につき甲の買取義務が明確に読み取れないため、「……検査に合格したものについては、引渡しを受け、所有権を取得するものとする。引渡しを受けたときは、相当する対価を……」としていただけますよう、お願いいたします。	甲の買い取りを明確にするよう修正しました。	メタウォーター(株)
45	事業契約書(案)	26～ 27	第64条	第2項	解除時の取り扱い	乙の責による記載がありますが、甲の責による解除(例えば浄水場の閉鎖に伴う本事業の契約解除)の場合も起こりえると思えます。以下の記述を追記いただけないでしょうか。 事業期間中において甲の責により解除する場合、乙の甲に対する請求を妨げないものとし、請求には、本契約の解除に伴い乙に発生した合理的な費用及び逸失利益が含まれるとする。	変更しません。	メタウォーター(株)

■ 事業契約書(案)に関する意見及びその対応

No.	資料名	該当頁	項目番号			項目名	意見	対応	質問者
									企業名
46	事業契約書(案)	29	第75条 第3項			維持管理・運営仕様書	「乙は、甲が成果物及び設備更新等対象設備を次に掲げる方法で使用できるようにしなければならず、(2)成果物を他人に閲覧させ、複写させ、または譲渡すること。」は、乙のノウハウの流出につながりますので、乙の了解が必要と認識しております。条文の変更をお願い致します。	変更しません。	メタウォーター(株)
47	事業契約書(案)	31	第82条 第1項	第82条 第2項		乙に対する制約	「第三者」は乙の既存株主以外の者を指すか(すなわち、既存株主への発行であれば甲の承諾は不要か)、構成員企業・協力会社以外の者を指すかなど、意味が明確でないため、明確化をお願いいたします。	「第三者」は甲乙以外の者全てを意味します。	メタウォーター(株)
48	事業契約書(案)	37	別紙4			竣工図書	項目(11)、(12)は、別紙2(3)項で記す数量調書との比較書であると考えられます。 数量調書は、提案書に記載する機器、仕様、員数を確認を確認できるもので、配管長、鋼製加工品数量等の詳細事項は必要としないことを別途意見書に記載しています。 この考えと同じ竣工図書の竣工調書、工事精算図書は提案書に記載する機器、仕様、員数を確認を確認できるものと明記お願い致します。	No.16の対応を参照。	メタウォーター(株)
49	事業契約書(案)	41	別紙8	(1)		返送水等の条件	要求水準書P7 III 2 (3) 2)に「全ての既設脱水機が更新された後においては、汚水池に返送する上澄水返送水濁度は浄水場と協議のうえで決定する。」とございます。 一方、別紙8(1)には「返送する上澄水の濁度は30度以下とすること。」とございます。 返送濁度は維持管理業務の開始前に甲と乙が別途協議の上決定するため、別紙8(1)の項目は今回の事業契約書からは削除されるものと考えます。	No.34の対応を参照。	メタウォーター(株)
50	事業契約書(案)	42~ 55	別紙9	別紙10	別紙11	サービス購入料について	別紙9~11において、乙の記述が「事業者」となっております。乙に変更願います。	ご意見のとおり修正します。	メタウォーター(株)
51	事業契約書(案)	43	別紙9	2	(1)	サービス購入料について	「事業者は、各四半期終了後、当該四半期の最終月の末日までに、甲に対して当該期間分のサービス購入料の支払請求書を提出する」とございますが、当該四半期の最終月の末日までに支払請求書を提出するのは、困難と考えます。よって、「乙は、各四半期終了後、速やかに甲に対して当該期間分のサービス購入料の支払請求書を提出する」に変更をお願いします。	ご意見のとおり修正します。	メタウォーター(株)

■ 事業契約書(案)に関する意見及びその対応

No.	資料名	該当頁	項目番号			項目名	意見	対応	質問者
									企業名
52	事業契約書(案)	44	別紙9	2	(2)ウ	サービス購入料について 土壌汚染対策法等の基準を超えた重金属含有の脱水ケーキが排出され、乙が提案している再生利用方法が実施できなかった場合、当初想定していた再生利用費との差額は甲がご負担頂けると認識しております。 また、セメント原料でも受け入れ不可能な場合、その他有効利用先が見つからない場合において、甲の費用負担で最終処分場に持ち込むものと認識しております。	基準を超えた重金属含有の脱水ケーキが排出される状況になる場合、それ以前に浄水場の運転が停止になると想定され、その時点で、甲乙協議することになります。	メタウォーター(株)	
53	事業契約書(案)	47	別紙10	2	(1)イ	サービス購入料の改定について 引渡日に変更された場合は、各基準金利の決定日も変更されるようご考慮をお願いします。	引渡し日に変更された場合には甲乙の協議により各基準金利の決定日を変更することができるものとします(別紙10に加筆します。)	三菱UFJリース(株)	
54	事業契約書(案)	47	別紙10	2	(2)	サービス購入料の改定について 実施方針 添付資料6 予想されるリスクと責任分担表により再生利用市場の著しい変化は水道局様のリスクと考えます。 一方、事業契約書(案)別紙10 2(2)には「なお、事業者の提案内容、市場の変動等により、改定に用いる指標が実態に整合しない場合には、甲と事業者で協議を行うものとする」とございます。再生利用市場の著しい変化は指標の改定ではなく、サービス購入料の単価の変更と考えます。 イ 改定方法 の最後に「また、再生利用市場が著しく変化した場合、甲と乙の協議によりサービス購入料Ⅲの変更を行う」と追記をお願いします。	ここでいう改定に用いる指標とは、日本銀行調査統計局「企業向けサービス価格指数」産業廃棄物処理、国内貨物輸送のことです。この指標が、再生利用市場の著しい変化の実態に整合しない場合には、甲と事業者で協議を行うこととなります。	メタウォーター(株)	
55	事業契約書(案)	51	別紙11			サービス購入料の減額及び支払い停止 ・河川原水濁度が2日間に渡り、その平均が240度を超え・・・とありますが、平均の定義をお願いいたします。 ・48時間の平均 ・24時間の平均 ・それ以外の考え方	48時間の平均です。	メタウォーター(株)	
56	事業契約書(案)	52	別紙11	3(2)ア	(ウ)b	サービス購入料の減額及び支払い停止 要求水準書P7 Ⅲ 2(3)2)に「全ての既設脱水機が更新された後においては、汚水池に返送する上澄水返送水濁度は浄水場と協議のうえで決定する。」とございます。 一方、別紙11 3(2)ア(ウ)bには「濁度30度以上の返送水等が10分間以上継続して返送された場合、その濁度及び継続時間に応じてペナルティポイントを課す。」とございます。 返送濁度は維持管理業務の開始前に甲と乙が別途協議の上決定するため、別紙11 3(2)ア(ウ)bの項目は今回の事業契約書からは削除されるものと考えます。	No.34の対応を参照。	メタウォーター(株)	
57	事業契約書(案)	58	別紙13	10		設備更新等対象設備 維持管理・運営に必要な設備の撤去工事は、維持管理に不要な誤植と思われます。	維持管理・運営に必要な設備とは、平成23年4月からの維持管理・運営開始に必要な設備です。誤解を避けるため、実施方針に合わせて、「受電設備の整備、維持管理・運営に必要な設備の更新及び既存設備の撤去工事」と修正します。	大日本土木(株)	